

平成 28 年 2 月 9 日

「池袋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会」が設立 ～池袋駅周辺地域の市街地整備に向け必要な協議や連絡調整へ～

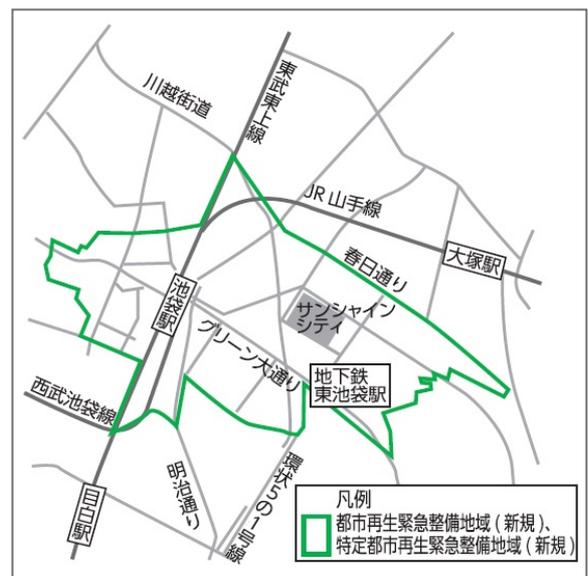
平成 27 年 7 月 24 日に池袋駅周辺地域が都市再生特別措置法（以下、「法」という）に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定されたことを受け、本日 9 日、「池袋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会」（以下、「協議会」という）が設立された。また、同日、協議会の下部組織として「都市再生安全確保計画部会」（以下、「部会」という）が設置された。

協議会は、法に基づき、池袋駅周辺地域の緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議を行うとともに、都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針を定める「整備計画」の作成や実施に係る連絡調整を行うことを目的としている。

協議会は、内閣総理大臣及び内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長、東京都知事、豊島区長、独立行政法人の長並びに関係民間事業者等により構成され、今後の池袋駅周辺地域の都市開発において、国・地方・民間による官民連携を図る。

部会では、平成 28 年度内を目途に、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るための計画である「都市再生安全確保計画」を作成する予定で、世界有数のターミナル駅である池袋駅周辺のハード・ソフト両面の防災対策を推進していく。

本日の会議の様子(としまセンタースクエアにて)



問合せ：都市計画課（協議会）
防災危機管理課（部会）

▲池袋駅周辺地域の区域図
（平成 27 年 7 月 24 日に地域指定）